6月22日(木)第9日目.

1. 開議並びに散会時刻.
(自午前10時5分～至午后4時37分)

2. 応招議員は次のとおりである.
1番 伊保清安. 2番 天久盛雄.
4番 渡名喜庸仁. 5番 宮里敏行.
6番 瑞慶覧朝村. 7番 比嘉盛栄.
8番 又吉正弘. 9番 棚原憲信.
10番 稲嶺正康. 11番 安次富盛信.
12番 大川昇. 13番 知名朝司.
14番 崎間正蔦. 15番 仲村春仁.
16番 武島行男. 17番 佐喜真弘
18番 比嘉義定. 19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎. 21番 仲村盛光.

3. 不応招議員は次のとおりである.
3番 石川真六. 22番 古波蔵清次郎.

4. 出席議員は応招議員と同じである.

5. 欠席議員は不招応招議員と同じである.

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである.
市長 島袋全一. 助役 沢岻安一.
収入役 奥里将俊. 総務課長 呉屋好永
財政課長 仲村春信. 民生課長 当山全喜

経済課長 伊佐友誠　観光課長 古波蔵信三
都計課長 島村善幸　土木課長 島袋善信
消防団長 大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。
事務局長 末吉健男　書記 島袋真由

8. 議事日程は次のとおりである。
日程第1 議案第45号 1968年度宜野湾市一般会計才入才出予算
〃 2 議案第58号 工事請負契約を結ぶことについて

副議長	会議に入ります前に皆さんにお断り申し上げたいと思います。本日議長が病気欠席のため市町村自治法第46条の規定により私が代って議長の職務を務めますのでよろしくお願い致します。定足数に達しておりますので只今から本日の会議を開きます。
議長	日程の第1、議案第45号、1968年度宜野湾市才入才出予算案を議題と致します。本案件について質疑を願います。
議長	暫く休憩致します。(午前10時6分)
議長	再開致します。(午前10時9分)
議長	1頁の市税の方から質疑を願います。
議長	暫く休憩致します。(午前10時10分)
議長	再開致します。(午前10時15分)
18番	滞納繰越分が¥31,518.-ありますが、年度別の内訳の説明願います。
議長	暫く休憩致します。(午前10時17分)
議長	再開致します。(午前10時18分)
18番	今度調定額で65%は徴収するというように

18番	なっておりますが、これを徴収する場合には、時効の方から先にするのか、それとも年度の新しいのからするか、このへんを説明願いたい。
財政課長	本年度滞納関係については、勿論全般的に重点をおいていきます。特に時効にかかる分が63年度になりますので、63年度を中心と致しまして、額の多い分を67年度も含めまして滞納額の多い分に対して強制処分を執行していきたいといく考えであります。
18番	滞納を
財政課長	これは予算説明書に出してあります。
20番	3目、事業税の過年度分¥2,000.-とあります。説明書には10社となっておりますが、会社名を明らかにして戴きたいと思います。これについては後で資料を出して戴きます。この¥2,000.-の調定見込額でありますが、どういうふうな事情で過年分にしましたでしょうか。
財政課長	法人の場合、決算期が6月決算がございます。従いまして、内規法人の場合は2ケ月以内に申告するようになっていますが、外規法人の場合は3ケ月というふうになりまして、6月決算にまたがるこの会社が外規法人が4・5社位いあります。その法人は9月末までに申告すればいいようになっておりますが、

財政課長	この分について過年度分となっております。
20番	4目の過年度分¥2,880.- 説明書には¥3,200.- の90%の計上なされております。この点について説明願います。
財政課長	不動産取得税の場合に主に家屋をみております。その臨時調査を毎年4月に行なっておりますけれどその分について課税の何としましては実際は67年度にまたがるべきものを調査の結果68年度で判明したという事で過年度調定にきてございます。
20番	これは調査もれではないですね。
財政課長	はい。調査もれではありません。
20番	件数にして何件位いですか。それは全部家屋だけですか。
財政課長	土地も含まれます。土地の場合登記が参りまして直ぐ課税すべきですと中にはそういうものについて過年度分となっております。
20番	土地と家屋の件数、調定額ですね。後で出して下さい。
2番	市民税の場合に賦課対象基準を9,200人におさえておりますが、この根拠はどこにある

2番	のですか。9,200人の90%おさえているが。
財政課長	従来本市の場合大体この税の場合10%位いの伸びがございます。従いまして、この去年の場合は8,400でございましたけれど今年は人口増とかこういったのも見積りまして。
2番	過去の税をおさえてやるという事であるか。それとも窓口の人口実際人口を課税の対象になるべき人口をおさえるべきであるか。
財政課長	過去の実績も人口も考えて。
2番	これは6月末の申告になると思いますが、5月末の人口は幾らですか。
財政課長	30,000
2番	市勢要覧には何月を基準に出してありますか。
財政課長	37316人です。
2番	その中に税を賦課される予定の見込が9,200人という訳ですか。成人は幾らですか。
財政課長	大体9,200人です。
2番	この数字は実際をおさえての人員であるのか。それとも皆様の概算の基礎であるのか。

財政課長	去年の実績からおしまして。
2番	去年の実績というのはどういう意味ですか。
財政課長	均等割。
2番	その中に申告所得ですから市民税の場合に申告しなかったとか申告もれの分はどうなりますか。
財政課長	今度の場合には申告もれとか、そういったものについては別に住民登録から調査致しまして課税するように考えております。これも含んで9200です。
2番	今のところ有権者だけでも14,000人位いはいると思うんです。その9,200との間かくは非常に不思議でありますが。
財政課長	選挙の場合の有権者はこの中には扶養家族も含まれています。普通勤労所得のあるものについて。
2番	窓口と選挙の人名簿と総合して人員を出される事はできませんか。
財政課長	一応予算を計上する場合には去年の実績を主にみておりまして、それに人口伸とかいうのを勘案して出してあります。

2番	そこにおいては当然出されるべき人ばかりでなくて、相当2ケ年も3ケ年も市民税が納められてないという事例があると思いますが、部落においても我々調査したところ相当のもれがある。申告したのが馬鹿げた結果をみるということになる。必ずケ年も居って申告をしない。そしてずっと市民税を徴収してない。市民であるが市民税を出してないという事実がありますのでその点を実際の数を把握しておられるかどうか。皆が市民である以上はこの規程通り皆が出して皆の税にして始めてこの税の目的も、一部の人だけ出して一部は出さなくても市民という大きな顔をしておるというような今の現状では結局申告した者が馬鹿をみるという結果になる。その数のおさえ方がどこに基礎があるか。はっきりただ過去の実績というだけでなくもう一応検討してもらいたい。
財政課長	この件につきましては、部落自治会長にも納税義務者名簿を提出させてあります。従来は手書で令書を書いて発送していた為に課税の調査が非常に調査が時間的にできなくてもれもございましたけれど今年からは電子計算センターに委託しますのでその余力を市民税の賦課もれとかそういったもの住民登録なんかを総合してもれのないようにやっていこうという考えであります。
2番	従来は余力がなかったからできなかった

2番	という事ですか。あとで結構です。
11番	3点だけお伺いします。課税もれの納税義務者が大体どの位いるかどうか。これについて固定資産の評価において法人と個人との差はないかどうか。同じ物件について差はないかどうか。それから事業税の中の課税対象になっている法人の件数それと特別法人というのがあるんだが。それはどういうものであるか。又市内に何件あるか説明願いたい。
財政課長	課税もれの分につきましては、何件あるかというようなはっきりした数字は解りません。大体住民登録などでは何した場合、住民登録の世帯件数と比較総合した場合に、200か300件はあるかと思います。
11番	このもれは住民登録だけからしか解りませんか。
財政課長	自治会長から一応は納税義務者名簿を提出させておりますのでそれからも一応は解ります。
11番	選挙人名簿からは解りませんか。
財政課長	選挙人名簿からは一応調査はやっております。けれどいざ課税の段階におりてこの令書を発送して送ってかえってくるのが相当ございま

財政課長　す。

11番　私が知る範囲内においても相当数いるんじゃないかと思います。特に公民権は行使しながら転々としてあっちこっちはいかいしてこの納税もしてないというのが相当いるんじゃないかと思います。その分については解っている範囲内で大体200．300件という事でありますがこれについてはどういった方法でこれから課税なさる考えですか。

財政課長　今年は先も申しましたように電子計算センターに委託した場合にはそれだけの余力が出て参りますので選挙人名簿も参考に致しまして、住民登録とも総合致しまして、もれについては訂正していきたいと思っております。

11番　これについても対策を練っていただきたいと思います。

財政課長　固定資産の評価の場合にも個人の場合は政府から示された評点式がございまして、それに基いてやっておりますけれども法人の場合は金額課税をしております。実質課税でやっております。

11番　差額がありますか。

財政課長　相当ございます。

11番	相当あるんですが。何故同し物件でありながら片一方は評価の方法として一応違うからといって、これをそこに差額を出すという事に対してこれは不公平だと思っておりますが、どうですが。
財政課長	法人の場合は一応年度末におきまして、減価償却、こういったものが含まれておりますので、法人としてもその方がいいといったら語弊がありますが、そういう事は実質課税をのぞんでいるのでございます。
11番	勿論法人の場合は申告制であります。固定資産の場合、申告した場合と市が直接評価した場合その申告額と同し物件でありながら違うという点でありますが、その較差が余りにも開きがあるという事自体問題があるんじゃないかと思いますが。
財政課長	申告があった場合には、直接いって調査をしてもらいます。
11番	ですから私が云うのは同し申告した場合は申告をしたものと申告をしないものが直接市から調査した場合、そこに同し物件でありながらそこに差額があるという事自体問題ですが、例えば同し瓦葺きの10坪内容も構造も別にそう変しるこの内部の構造は法人の場合、事務所的な構造であります。すので、

11番	その家屋とそれから一般住家であるところのこの家屋とそこに課税の対象額ですが、評価額に於いて雲泥の差があるという事であります。それに対してどう考えるか。
財政課長	差額があることは充分認めます。それから法人の場合、実質課税をやっているのは先申したように（　　）がありまして、課税をやっております。
11番	しかし法人であろうと個人であろうと賦課の場合は公平でなくちゃいけないと思うんですよ。片一方は真面目に申告したから実質課税をしたと、片一方は直接市が評価をするのでそれは安くしようといったようなそこに差別を付ける事自体税の公平といった面から問題があるという事でありますが。
財政課長	この問題は個人の場合は評点式にやっておりますけれど、法人の場合は申告しようがしまいが、たとえ申告しても一応の調合はやっている訳です。そこにその法人としての他の法人と比べて申告したから課税が妥当でないと、申告しなかったから（　　）ないというような事はないと思います。
11番	何故法人は評点式を採用しないですか。個人の場合は評点式で評価もするのに、同じ物件でありながら法人に対しては評点式

11番	を採用しないといっだような事に何か法的根拠ございますか。
議長	暫く休憩致します。(午前10時42分)
議長	再開致します。(午前10時43分)
財政課長	3番目は法人の会社の実数ですが現在のところ課税できるものは88社をみている訳です。
11番	私が聞いているのは事業税の中の普通法人というのがありますが、その額が出されていますね。この額に対する関係する会社、これを何件を見積って予算計上してありますか。
財政課長	これは普通法人は全会社を指している訳です。
11番	その全会社は何件ですか。
財政課長	88件です。
11番	これは850ドル以下のものがありますね。850ドル以上8,500ドル以上3段階に別けて、これを全部合わせて88件ですか。
財政課長	88社です。
11番	あと1点だけ、特別法人の件ですね。

財政課長	特別法人は組合法に基いて設立された法人でございますから。
11番	どういった性格ですか。
財政課長	例えば法に基いて設立された組合かんがい
11番	社団法人、そういったものですか。
財政課長	農協とか、そういった法の組織に基いて設立された組合でございます。
11番	そうするとこれは課税対象になりますか。
財政課長	課税の対象に黒字が出た場合になります。
11番	黒字が出た場合、そうしますと全然予算は計上してないですが、今年度は欠損ですが、そういう会社は、法人は。
財政課長	ここであるのは特別法人は農協がございます。
11番	農協も課税対象に一つ考えて配当もやる位いだから。
財政課長	充分調査致しまして、黒字が出ているんだったら課税はやっていく積りです。
14番	市長がお見えになっていませんので助役に

14番	伺います。この予算は実際だずさわったのは誰ですか。
助役	これは、こういうような作業でやっております。（　　）これを総括するのが総務課の財政係であります。
14番	この予算案ですね、滞納分は50%にしたり、50%を計上したり、90%を計上したりしておりますが、この予算案を拝見しますと才入才出合計ゼロになるような印象を受けるんですよ、50%を計上したり、90%を計上したりしていますが。
総務課長	従来もそういう方法で行なわれております。
14番	実際に50%しか計上してないのに90%できるのもある訳です。
総務課長	現年度においてはそれ以上増す場合もあるでありましょうが、滞納については、それ以下の徴収率になっているのが実情であります。
14番	差引合計ゼロになるようなやり方ではないですね。財政課長にお伺いします。実際に50%しか計上してないのに90%徴収できるのもある訳ですか。
財政課長	現年度については過年度と申しますと、この実際に67年度に課税すべきものであるをんだけれ

財政課長	ど、課税もれについての課税が過年度分であります。67年度に課税すべきものを68年度に課税した分については過年度でありまして、滞納ではありません。
14番	法人で10社、市民税、事業税計2,000.-滞納しておりますが、その10社は市民税を滞納した10社も、事業税を滞納した10社も各々同一法人ですか。
財政課長	10社といいますと、これは滞納ではありません。
2番	先程課長の説明でありますと、現年度300以上の課税もれがあるという事でございましたがその点において、助役にお伺いしますが、市税条例の7条を適用して、徴収する考えはあるかどうか、事例があるか。
助役	これは毎年、過年度課税があります。現実において、
2番	過年度だけじゃなくて、例えば（　　）。
助役	過年度課税について主なものは一応傾向としましては、不動産取得税、それから個人について過年度課税という事が現在までは殆んどないんじゃないかという事でありますが、今実質課税したのがあまりないので、もしそういう課税もれがあるならば過年度課税を当然

助役	やるべきだという考え方であります。
2番	課長は300位いの課税もれがあると思うとの先程答弁があって、予算の（　　）。
助役	一応予算の案としましては、市民税においては過年度分というのは法人だけみておりますが、別に個人についても今300位いという想像という事になりますが、課税もれの金額は一応今のところ見積っていない訳です。実質において課税は当然やるべきだと思います。やる意思は充分あります。
1番	5頁の不動産取得、これの徴収率66年度は44.2%ですね。66年度の徴収率は。ここの滞納繰越分、これに50%を計上してありますが、この滞納が出たか説明願います。
財政課長	今年度の予算におきましては、滞納額、丼2,575.-組んでありますが。
1番	不動産取得税の徴収において、滞納繰越分、これを50%徴収できるという仮定でありますが、この滞納が出た理由ですね。
財政課長	一応財政課におきましては、不動産取得が登記所から登記簿謄本がまわって参りますけれど、それに基いて令書を作成しておりますが、何故滞納するのかそのへんの理由については

財政課長	よく解っておりません。
1番	この滞納の見込額というのは間違いですか。
財政課長	一応滞納見込額を出しまして、それの50%が一番右の数字であります。
議長	暫く休憩致します。(午前10時59分)
議長	再開致します。(午前10時59分)
10番	固定資産税の課税の方法について。その中の地目では原野、山林となっているが、その中に相当住宅とか貸住宅がある訳ですが、それについてはどうやっているか。
財政課長	これについては、一応固定資産評価が実際に市内をまわりまして、山林、畑とかそういった地目が宅地に変っていた場合には宅地に課税しております。これは資料をもっています。
10番	68年度のこの予算書は確か講和発効前補償支払い以前に出されたものと思いますが、その時相当な徴税額があったものと思いますが、あれも加味されて作成なされたんですか。
財政課長	そうです。今度の場合、滞納繰越が約#50,000位いに見積っているのは従来の教育税がなくなりまして、一本化している訳であります。従い

財政課長	まして、従来#70,000位いになっておりましたのが、今年はそういった講和発効前のものがそういった支払いがある為にそれも見込んで徴収するという事で、それも見込んで約#50,000位いの滞納を見込んでいます。教育税、62年度から本年度まで含めまして、#20,000位いは徴収してあります。
11番	基本的な問題だけお尋ねします。納税と云うのと徴税と云うものでありますが、市長は施政方針の中で100%を目標にしております。だがしかし具体的な実施の面においては、まだ聞いておりませんので、この予算でどちらに力を入れるお考えですか。徴税を強化するのか、或いは納税を強化して納税思想を高めて100%目標にしたところの執行なされるお考えであるのか。
財政課長	これ一応第一段階と致しましては、納税思想の高揚に努めなければならないと思っております。
11番	ですから、この予算でいうところの納税と徴税どちらに比重をおかれるか。
財政課長	並行してやっちゃいかなくちゃならんと思います。
11番	私はそうそう納税思想を高揚させると云ったような面に重点をおくべきだと考えていますが、この90%の中では徴税する分、納税させる分の

11番	場合、どちらにこの比重がかかれているか。額において。
財政課長	過去においては納税の方です。
11番	然らばこの納税というのは窓口に納付する納入するだけでじゃ50%以上を求めている訳ですか。
財政課長	滞納についてはそうじゃございません。
11番	納税しなければならないと自主的に考えて、窓口を通して納税する分がいわゆる多いという事ですね。大体変結構だと思っていますが、できましたらその90%を納税させるような体制が今年度の納税90%を目標にして、自主的に納税させるといったようなお考えのようでありますが、然らばこの納税に力を入れるという事であるならば、定員増の問題は出て来ないだろうと思うんですが、むしろ今度電子計算センターですが、そこを利用して事務的な内部の事務処理はさせるんだと云う事であるならばむしろ納税の面に力を入れるならば徴税にたずさわる職員はより減らしていいんじゃないかと云う考えに立つ訳でありますが、それに対してはどうお考えですか。
財政課長	現年度におきましては、その殆んどがこの窓口納付でございます。しかし、滞納分におきましては

財政課長	窓口納付というのはあったにありません。滞納分におきましては、だからこの滞納分を年次的にこのなくしていく計画のもとに滞納税の徴収に力を入れなくちゃならんじゃないかと思いますので今度徴税課は徴税の方に充分力を入れてゆきたいと思っております。
11番	今各自治会長を通して自治会長が徴税して、徴税というか、納税の世話をみくまとりて納税させておりますね。この額の割合についてはどうですか。90%の中の大半を占めますか。
財政課長	占めます。
11番	納税という考え方ですか、徴税という考え方ですか。
財政課長	徴税という考え方です。
11番	従来納税思想を高める為に自主的な納税させる方法として、手段として、納税組合を各部落毎に組織させておりますが、これは充分効果があったかどうか、これについて。
財政課長	充分とは申しませんが、効果はあったんじゃないかと思います。
11番	従来納税率が悪いところは普天間界隈であります。大変役所と目と鼻の先にあるところの

11番	納税者が非常に悪いということは一目瞭然でありますが、然らば、従来の方法で果して自主的な納税という面から考えまして、その組納税組合そのものが、その組織で充分だと考えていますか。
財政課長	充分だとは考えておりません。
11番	ですから、そどういう方法を今後講じて行きたいと思っていますか。
財政課長	今の考えと致しましては、納税奨励規程がございますけれど、その納税奨励規程等も改正致しまして、納税に対して功績があった方については表彰もしていきたいという考え方をもっています。
11番	今後特に悪い面については徴税という面に力を入れていくか、納税という面に力を入れていくか、私は前から主張しておりますが、当局が考えているところの納税組合そのものが、あれだけ大きな組織所帯では恐らく効果はないと思います。それをもっと納税者の自主的な組織、例えばそのもっと小さい組織は自主的につくれるかも知れません。これは本土では各市町村においてはそういう手段方法がとられまして、納税の面で90%以上本土では徴税するよりは、むしろ徴税に当る職員を外の面、建設事業にふり向けた方が市民の福祉

11番	になるんだという考え方に立っておりまず。そういった考え方からすれば

NO 23.

6月22日

12番　その納税組合というものが、もっと掘り下げて研究すべきだと思っております。勿論優秀な部落においては、そのままでもいいと思いますが、しかしながら全然、その組織を活かしても効果が上がらない組合、その自治会においては、どの辺に難点があるか、どうか、効果が上がらない原因はどこにあるかと言った面をもっと掘り下げて当局は、その組織において検討すべきだと思っておりますが、それについては、どう考えますか。

財政課長　お説の通りだと思います。

12番　じゃ、しからば今年度において100%の目標、しかも納税に力を注ぐと比重をおくという考え方ならば、その納税組合そのものに対して、もっと考えてもらいたいと、このように要望して終りたいと思います。

14番　後数日すれば今年度終るんですが、今年度で徴収できないと消滅時効にかかる金額は合計いくら位ですか。

財政課長　1人300－位じゃないかと思っております。内外だと思っております。

14番　これは、個人、法人を含んでいますか。

財政課長　全部、法人も含めまして。

14番　これは、どうなさるお積りですか。
この件人300－は、

財政課長　これについては、一応67年度におきまして、滞納処分の強化を打ち出しまして、やりましたけど、件数が450件ありましたので、それはいろいろ回わる何もできなくて非常に残念に思っておりますけど、後残った10日間は、62年度時効にかかる分を中心といたしまして、なるべくその金額を沢山時効にかからさないようにという具合に努力していきたいと思っております。

14番　処分手続は取らない訳ですね。

財政課長　処分予告は出しまして、一応回わしたんですけど中には、非常に貧しい方もいらっしゃいまして、又行っても会えないというようなのが残っている訳であります。

14番　ですから、今日も後10日しかないん

ですがね、手続上は取られておりますか。強制処分の手続は取られますか。どういうふうな方法で取られますか。

財政課長　これは令書を発送いたしまして、督促状を発送いたしまして、その督促発送して、その納付期限過ぎたらすぐ強制処分に持って行ってもいいということになっております。

14番　その#1,300－は手続取っておりますか、時効を持つ訳ですか。

財政課長　そうじゃありません。

14番　じゃ、手続は取られた訳ですか。

財政課長　これは、滞納処分をした場合に時効は中断するというようなことになっておりますけど、滞納処分と申しますと、これは一応財産を差し押えないと処分にはなりませんので、そういった手続までは、まだやっておりません。

14番　既に5ヶ年以前の方々が滞納手続をしてある訳ですね。そういう人達にも、一応は制定しておりますが、消滅時効になっているからという訳

で徴税はしない訳ですか。多分に納税義務者が消滅時効を主張するだろうという想定で徴税はやっていない訳ですか。やっておりますか。

財政課長　これは、やっております。

14番　それで消滅時効にかかった人でも払っておりますか。

財政課長　払っております。

12番　先きも一寸触れましたが、滞納繰越分、滞納繰越見込額の計上について、50%から65%までの各税目4段階に分れております。そこで課長の答弁では、従来の実績から考慮してこの計上額を出したということでございますが、同じ市税の中で、そういうふうに計上率が違うということは、即ち税の種類によって、市民が払い安いような税、或は払いにくい、というような税になるかと思っておりますが、その原因について当局は研究したことがございますか。同じ市民税であるのに同しょうな比率でいくのが常識じゃないかと思うんですが。これから見ると4段階

に分かれて計上率がされております。そこで計上率の高いのは、市民が即ち税金は払い安いというような感じを持つ訳ですが、この計上率の低い税率について或は計上率の高い税率について検討なさったことはございますか。

財政課長　ございます。

12番　原因について。

財政課長　原因は大体固定資産関係が主に納税率が悪いんでありますけど、これは軍用地の支払いだとか、そう言ったものがございまして、その支払いの場合にその税金を引いているのが沢山あります。又固定資産の場合に本市にそう言った資産を持っているけど他市町村に住んでいる方があります。その方々に一応通知を出しますけど、所在不明だとかいうようなことで帰って来るのが沢山あります。こう言った点で徴収の面においても ひずみが出て参っている訳であります。

12番　不動産取得税が低いのは、他市町村にもこの関係者がおられるの

で徴税率が下るという訳ですか。

財政課長　それも一理あります。

12番　他にありますか。

財政課長　その他については、よく分っておりません。

12番　じゃ、例えばですね。市民税が65%計上されておりますね。事業税は60%計上されている。そこで事業税は本市において事業をなさっている方でございますし、又、市民税にしてもこっちにおられる方だと思うんですが、この計上の差があるのは、何故ですか。

財政課長　事業税の滞納については、殆んどその会社が倒産状態だとかいうようなのがある訳であります。それからこのお店をなされている方々も事業税として賦課しておりますけどこの方の税に対する納税思想にもよるかと思っておりますけど、特に事業税の個人の場合の納税が非常に悪いので、そこら辺の研究もやって行きたいと考えております。

12番　先きの課長の御答弁の中に市民の

納税思想の高揚に努めるいうようにおっしゃるられておりますが、具体的構想をお聞きかせ願いたい。

財政課長　これは部落懇談会等を考えております。それと広報車、市の広報による所の宣伝活動も考えております。

12番　この方法は従来と変りはないんじゃないですか。従来もやっぱり広報車など出しているんでしょう。特に市民の納税の高揚に力を入れたいと、そこで税金は主に納税をさせるようにするというような御答弁ですが、従来と何等かわりはないんじゃないですか。課長の納税に対する考え方は。

財政課長　特に部落懇談会におきましては。

財政課長　従来もたれておりませんので、これを実施して行く考えであります。

12番　努力してもらいたい。

議長　暫休憩いたします。（午前11時32分）

議長　再開いたします。（午前11時34分）

11番	市民税の中の所得割¥2,271,690ーこれが課税標準になっておりますが、その所得額はいくらになりますか、そして現年度の所得額と比較してどの程度の額が変っておりますか。
財政課長	約去年に比べて1.1%であります。66年と67年ののび率と何を見まして一応計上しておりますけど1.1%ののび率であります。
11番	その額はいくらになりますか。
財政課長	去年が¥2,065,173ー。
11番	1.1%の伸びだというふうに言っておりますが、しかし実際は相当のびていると思います。この所得倍増ではありませんが、とにかく役所の職員の職場だけでも相当のんでいるし、おそらくその他の市内のサラリーマンや、或はその他の事業においても1.1%どころじゃなくて私はもっとのんでいるんじゃないかと思いますが、実質的なのび方との比較はされてないですか。
財政課長	これは市民所得はおっしゃるようにのびていると考えております。

しかし予算を何する場合にある程度の実績をもとにして組まんとそこに加減を期たしては、いかんというような考え方から、従来ののびを勘案しまして、1.1%の伸び率を計上してある訳です。

11番　これに対する後でよろしゅうございますが、今年度の皆さんが見積ってある総所得額ですね。納税義務者のそれを納税義務者1人当の所得に対していくらの額になっているのか。後で計算して知らせておいたいと思います。
それから事業税でありますが、事業税の対象になるもの特に最近市内においては、貸家業が相当あります。おそらくそれについては、事業税の対象になっていないんじゃないかとこう考えますが、どうですか。

財政課長　これは事業税の対象はしておりません。貸家業でも。

11番　対象にしてない、何故対象にしないんですか。これは貸家業という一つの事業所得になります。これに対して事業税の課税にならないということは、他のかさい、しかも零

細資本でちょっとした店、そう言ったようなものは事業税の対象になるんだが、この純然たる貸家業をしていながら、事業税の対象にならないということ自体に私は不公平な点があると思いますがね。

財政課長　会社を組織して、こう言った貸家業をやっている方については、課税はやっておりますけど個人が建てて貸しているというようなものについての事業については、課しておりません。

11番　これは何が事業税対象にしてはいけないという根拠はございますか。

財政課長　そういった根拠はありません。

総務課長　前の課長として財政研究会でもその点だいぶ論議されましたが、現在の現行の市町村の事業税納税義務者等にかかる分については、特に前各号にかかげる事業で規則で定めるその以外は、原則として課税できないというのが、現行の取扱いの現状であります。特に貸家業とする法人については、法人の所得事業年度等についてとれど

れ課税されておりますが、個人の貸家関係については、現行は住宅政策の一環としまして、本土においても、この点は、事業税対象外になっております。又必ずしも貸家業だけに限らず現在の所、タイムス、新報、その他の新聞社についても、事業税の対象になるのは、当然じゃないかということの色々疑義の照会等については、研究会あたりで地方課の見解当りで、この法規そう言った所のマスコミについては、現段階、本土の税法当りでもまだ課税の段階に至っておりません。そう言った所の予備等については、だいぶ論議されましたが、今の所事業税の課税の対象外であります。

1番　事業税のですね、第1種、第2種これの資料として、後で提出をお願いします。

議長　次に2頁の方の市町村交付税だけにしぼって御質疑を願います。

議長　暫休憩いたします。(午前11時40分)

議長　再開いたします。(午前11時43分)

14番　昨日の新聞でしたが、市町村交付税の記事がのっておりましたが、あらたに25万に通知が来ておりますか。
あれは、67年度の分ですか。

総務課長　これは6月21日の新聞にありました。行政府の交付税の算定基礎となる税の増収に伴う必然的に、650,000－の追加交付であります。

14番　宜野湾市はいくらですか。

総務課長　追加交付が¥15,520－になります。この追加の分は、特別交付であります。

14番　特別交付税ではない訳でしょう。

助役　補助説明いたします。この現年度のこの交付税の発表金額と68会計年度の交付税額とは、何等関係はありません。それから只今ののは、特別交付税じゃなくして、交付税の税が増収になったために追加交付であります。

14番　あれは、税の増収があったもんだから67年度の分。

議長　暫休憩いたします。（午前11時46分）

議長　再開いたします。（午前11時47分）
3款の公営企業及び財産収入の面だけにしぼって御質疑を願います。2頁から3頁までまたがっております。

議長　暫休憩いたします。（午前11時48分）

議長　再開いたします。（午前11時52分）

11番　1項の2目普通財産収入の中の愛知胡麻川原の貸貸料でありますが、これは既に可決しました所の公営住宅の敷地になると思いますが、何故この貸貸を継続しなくちゃいかないか、それについて御説明願います。

助役　これは説明申し上げますと契約期間が来年の6月30日までになっておりますために一応今度建設します所の敷地からはずれております。そのために一応今年度68会計年度においては、その分は見積ってある訳であります。これは1人の人でありまして、宅地と耕地という意味で2件ということになっております。

11番　今度建設される公営住宅の建設には、支障はない訳ですね。

助役　この契約期間内は支障はない訳であります。それで、一応近い将来において、また使うので、再契約はしないから宅地でありますので、すぐ急に移るという訳にもいけませんので、一応文書でそういうことは既に相手に通知はしてあります。満期になりましたら再契約はしないからと通知は出してあります。

11番　じゃ、同じく1項1目預金利子として、¥513.— 計上されております。

助役　これは、基本財産積立金でありますが、これは現在の金額は資料にありますように、¥20,000— 余りでありますが、年度末にいきまして、一応¥96,000— いくらかを積立まして、それが約¥120,000— ～¥130,000—になりますが、又これを次の68会計年度では、新城の才二地、いわゆる才二小学校敷地購入のために、又これは一般会計に繰出す訳なんですが、相当多額の金が一応積立かれますので、その

預金利子を一応見積ってすま訳であります。

11番　年度内に繰出しますか。

助役　はい、これはどうしても会計年度閉鎖期までには見積しなければならない訳です。

11番　だから何時繰出しの予定ですか。

助役　繰出しはだから土地の折衝が何月何日までに完結というような見通しがまだありませんので、一寸今予測は申し上げられない訳であります。

11番　普通預金の利息ですか。

助役　はい、今普通預金の利息で見ております。現在普通預金をしてある訳です。

11番　これはどうせ預金にしておくならば最と効率的な運用の面から3ヶ月か6ヶ月の定期でも私はやれば倍以上の収入があるかと思いますがね。

助役	当然そうすべきだと思っておりますが、今度の場合額が¥100,000－以上になりますので、当然定期に一応は3ヶ月か或は半年かの両方のうちに定期にすべきだと思います。全額でなくても、一部はですね、そういうふうにやるべきだと思います。
議長	暫休憩いたします。（午前11時58分）
議長	再開いたします。（午前11時59分）
11番	2項2目物件売払代金の¥7,000－について御説明願います。
助役	これは現在持っております ブルでありますが、一台が一般会計のブル一台が区画整理オニ地区特別会計のブルになっております。それで一台の区画整理オニ地区特別会計のブルについては、区画整理事業の精算等の関係がありますので一応そのままずっとそれを使っていきたいと思っておりますが、一般会計のブルにつきましては現在のブルの運営の状況を見ました場合に実際に経済的になっているかどうかというものを色々我々が検討した訳であります。した場合にどうしても

結論的に今のようなブルを持つよりは、これを処分して、必要な場合にブルは借りた方がずっと経済的になるんだと言うような我々の見通しを立てております。そのために現在持っております。ブルを売る前提でこれを収入に見積っております。

11番　この今の助役の考え方はわかりですが、さしてブルをもっていることは、経済的であるか、どうかに疑問を持っているので、それを処分したいということですが。

助役　はい、不経済になるという観点に立って処分しようという訳であります。

11番　ということは、今後の建設事業にブルを使う場合には、借り受けて、賃借して借料を払った方が経済的だという考え方ですね。

助役　はい、そういう考え方であります。

11番　そうであれば、このブルを購入したのが、まだ2～3ヶ年前だと思っておりますがね。

助役　このブルは無償のようでありました。

11番	これは、政府からですか。
助役	はい、政府を通じて。
11番	しかし このプールの貸貸料を¥5,400－乃至決算においては相当の収入の実績がある訳ですがね。これをむしろ市が持っておって、一般の市民の色んな建設事業に貸貸したり 或は又利用させた方が尚 私は効果がするし 又 これだけの¥7,000－以上のですね。実績収入が上るんじゃないかと思うんですが。
助役	これは、売払代金を見積っている訳なんですがね。大体概略御説明申し上げますと、この現在持っているプールがですね、一体実動日数がどの位あるかといいますと これは天気の問題がありますし それから修理の問題があります。それから実際そのプールを必要とする事業の問題。これは大体 この三つが問題になると思いますが、殆んど このプールは古い関係で修理がかなりすごいんです。修理費がおそらく年間¥4,000－～¥5,000－は今後はかかって行くんじゃないかと思っております。

そういうふうになりますと、これに対して職員は相当の高級の職員がブルの運転手としてついております。それに又附帯する所のすべての色々の人件費がかかります。色々計算してみるとですね。もう必要な場合にブルを賃借した方がはるかに経済的になるということは、明かであります。本土の大体の市町村の傾向を見ましても、もし市町村がそういう重機類をですね、持つならば修理工場も本格的に持ってある所があるしそうでない場合、殆んど賃貸というふうな格好の方が多いんじゃないかというふうに考えられます。
それから見ても一応経済的な観点からするならば、もたない方がいいと一応我々は持つならば新員を買って持とうという一応検討もした訳なんですが、その場合にブルを ¥30,000- 位で5至それ以上で買って果してブルを使う工事がどの位いあるのかということについて色々検討した場合にですね、市が毎日土木事業、採土場とか、或は採石場とかこういうものがあるならば必要性はあるんだりけれども、時たま道路工事なんかをする場合

にブルを使うということになるとですね。殆んどもてきあわない話していないかということでですね。こうなると結論として、現在持っているブルは処分して、必要な場合に借りた方がずっと経済的になるんだというような意味から処分しようという考えになっている訳であります。

11番　そうすると売り替えると、古くて使えないから修理費その他の経費からすると売って売り替えした方がいいんだというふうな考え方ならばですね、まだ！理解出来る訳ですが、必要がある時に借りた方がいいんだと言ったようなことに対してですね、私は当初のですね、考え方、市がおくまでも現在の市所村は進んだ市所村においては、やはり企業的な考え方、特に手軽に市民が賃借できないような諸施設に対しては、市がそれを一応準備して市民のために便利をはかる意味から準備して、そして住民に利用させると、それは儲かるということじゃなくして、応分採算がとれることならばですね、私は全くたえず、その準備がですね、あってしかるべきじゃないかと、特に市

内は建設ブームであります。特に新興都市である本市においては、市民は例えば屋敷を造成する場合においても、いちいち那覇の業者他の業者から借りてこなければいかないと言ったような不便さを感じております。特にコザ市役所、コザ市がもっておる所のブルとかグレダーなんかがだいぶ本市の一般の人達が一般の業者よりは安くして借りている実例がございます。そう言ったような考え方に立った場合、市はある程度それは、企業的な或は建設ブームにある所本市の実態を充分把握して、その上に立つならば私はむしろ廃止するということよりは、売り替えするという考え方に立つならばそれは、賛成ですが、それを売って後は必要の場合には、借りて来てやるんだと言ったような消極的な考え方に対してはですね、疑問を持っている訳ですがね。それについて。

助役　これはですね、消極的というような意味ではないんです。はっきり申し上げて経済性を考えている訳なんです。それは話しにならない位、経済性がある訳なん

です。ブルを見ますと、勿論、現在、持っているブルでありますと、修繕費がものすごくかかりますので、そしてそれに修繕に出しますと、ブルは使えない訳ですが、人件費はブルが動こうが、動くまいが、当然かかります。それに燃料費、そしてこれの運搬かれこれですね、こういうものを、全部市の負担になってきますが、必要な場合に借りればそういう先ず人件費が入かないし、借賃だけでありますので、燃料費も入かないし、勿論、修繕費が入かなくなる。経済的かい言ったら、いいということは、見通しは、ついていますが、これがもし毎日ですね、そのブルが動いて何か、土を掘りおこすとか、或は、埋土をするとかというような、それだけの事業分量があれば、これは勿論自分のものを持った方がはるかに又、経済的だということになりますけれども、時たましか動かんブルを持っておってですね、果してそれだけの経費をつぎ込んでいいかどうかの問題なんです。そういう意味から考えまして、ブルは持たないという考えでありまして、経済面だけを、重点に、考えた訳であ

ります。

11番　そうすると今度は、その運転手だけは減りますか。

助役　これは、又、グレーダ、ローラがありますので、それからどこか面にも補充になりますし、1人は又専任運転手に1人はきりかえなければいけないことになります。普通車のですね。

11番　今はですね、ローラ、グレーダよりはですね、むしろこのブルがですね、非常に必要だと私は見ておりますがね。これは売り替えという前提であるならばですね。私はいいと思うんですが、廃止するということ自体に対して、おっしゃるようにこれがですね、老朽化してしまって使えなくなったんだということであればですね。売却することに対しては、異存はないんだがしかし、そのまま廃止してゆくということに対して、問題がある訳であります。その辺はしかし最と宜野湾市の実態をですね、充分に見て定説だという面からしてですね、私は考えてしかるべきだと思っておりますが。

助役　指摘されるような面も分かる訳じゃないんですが、このどうせ例えば学校が色々な施設をするとかですね。或は行政区の何か色々の施設をするために敷なかしとか、公共団体等のそういうブルを必要とする場合に使用させるために持つということになりますと、どうせそれを援助するのは金でも出来る訳なんですから、かえってそういうものを実物でやるよりは、金でも出来ることでありますので、そういう面はそういうふうに割り切ってですね、やった方が我々は一応合理的になるんだという見解に立った訳であります。一応後でブルの実動状況なんかの資料をお上げしましてですね、参考に供したいと思いますが、経済的面を我々はあくまで考えての措置であります。

議長　一応午前の日程はこれで終りまして、午後は2時から再開いたします。

議長　暫休憩いたします。（午後1時10分）

議長　再開いたします。（午後2時1分）

午前に引き続きまして、一般会計の質疑を行ないます。

議長　暫休憩いたします。（午後2時6分）

議長　再開いたします。（午後2時6分）

14番　市長にお尋ねいたします。嘉数小学校跡ですね、2件168坪貸借してありますね、これは坪当り年額20セントということは、非常に安いとは思いませんか。

市長　これは安いと思っております。これはまだ小作料のこの新規設定をしてありますので、この2件はどうしても買いきれないと、救済家庭なんです。これは検討いたしまして、予算にはこうしてありますけれども今後検討したいと思っております。

14番　救済家庭だから買い上げはできないと、貸貸借しているのか、建物の周囲はどれですか、恒久建築木造に分ける場合には、この2件は各々どういう種類ですか。

市長　はっきり建物は調べておりませんけれども恒久建築ではないと思います。

14番　木造なんですね、市長は古いとか言っておりますが、賃貸料は安いし木造建築でだいぶ古くなっているようですが、真栄原の30番地ですが、大体議会で指摘されましたような同じ何が出て来るかと思うんですが。これは賃貸料は安いと木造建物だというふうな場合に契約の当事者相手側は救済家庭だとそこに利権屋が介入するようなおそれがあるんですが、それに対する準備はできておりますか。

市長　それは急分対処するように考えていきます。

14番　どういう考え方ですか。

市長　今の所どうするという確定的なものは決めておりませんけれども救済家庭で非常にみじめな家庭でありますので、これを権利貸しするとか或は売却をすると言ったようなことをさせないようにしたいと思います。

14番　今の対処論は第3者に売却した場合にこちらと又契約する向うが整った場合は認めないという訳ですか。

市長　これは、そういうことは出来ないと。

14番　はい、分りました。

議長　他になければ進行いたします。次は3頁の久談便用料及び手数料について御質疑を願います。

議長　暫休憩いたします。（午後2時16分）

議長　再開いたします。（午後2時20分）

1番　戸籍の手数料について お伺い致します。戸籍事務に関する無料証明。これを出したことございますか。

助役　個人証明で無料ですか。これはいくらか特例があると思います。

1番　それでですね、是非今後検討してもらいたいのは、いくつかのですね。政府の方で中には住民の権利として当然もらう権利がある無料でですね。その面がご

ございますので是非検討されて下さい、これは公務員退職年金の医療保険法、労働基準法、労災保険法、失業保険法、般員法、老令年金に関する暫定措置法、いくつかのものがございますので只証明料が入るからとということではなしにこういう条例を定めてですね、無料でもサービスしてもらえば住民に対して恩典が与えられますのでよろしくお願いします。

議長　他にございませんか。

議長　暫休憩いたします。（午後2時22分）

議長　再開いたします。（午後2時23分）
進行いたします。次は5款の政府支出金についての質疑を願います。

20番　7目の老人福祉補助金でございますが、前年度予算額¥1,332—に対して本年度予算額が¥220,—で¥1,112,—の減になっておりますが、御説明願います。

民生課長　御説明申し上げます。去年の予算

の場合は それ以上見積っておりましたが、後になって補助額が減らされて来ております。といいますのは、当初予想しておりましたのが、政府の予算の割り振りといいますか、そういった確定した所の通知がおそく来る訳でありますので 実際これぐらい政府としては こういうふうにして出すんだと当初向うからの指示によって作られております。

20番　現在67会計年度には老人福祉補助金としていくら補助されておりますか。

民生課長　確か ¥180,— 位だったと思います。

議長　他にございませんか、御質疑ないようでありますので 進行いたします。次は6款の寄附金、7款の繰入金 8款の繰越金、9款の雑収入 10款の市債までについての御質疑を願います。

20番　6款1項2目の特定寄附金についてお尋ねします。¥22,700—の街路工事寄附金でございますが、この¥22,700—は予定でございますか それとも その地域から確約でご

ございますが、御説明願います。

助役　現年度も既に実施しておりますが、これは、まだ請負には、出しておりませんが、現在においても厳密な計算のもとに、次年度もその工事量についても、その面については、充分々々なればいけないと思っております。

20番　後一点、繰越金の¥30,000－でございますが、大丈夫ですか。

助役　これは、今確実な数字は算定できない訳でありますが、現在までの執行状況を見た場合に税収においても相当のある程度見込みがありますし、才入では、中部商業の買上げが¥30,000－見てありますが、その他に交付税においてもございます。

20番　以上。

議長　他になければ進行したいと思いますが、進行いたします。次は才出面の議会費について、御質疑を願います。

議長　暫休憩いたします。(午後2時30分)

議長　再開いたします。(午後2時33分)

次は3款の役所費の1項だけについての質疑を許します。

議長　暫休憩いたします。（午後3時33分）

議長　再開いたします。（午後3時41分）

20番　役所費1項6目の需要費について前年度予算額の約倍額増額になっておりますが、節を通しまして前年度より増額になった節について御説明をお願いします。

助役　これは一応概略説明は集中管理によって、各款に取り上げてありました所の消耗品、報償費、それから燃料費、食糧費の場合は事業費的なものまだ各款に残っておりますがその他ののは全部集中管理してあります。それから印刷製本費も普通の事務用的なものは全部こっちに移ってあります。それから光熱水費は別にありません。通信運搬費、それから備品費と一応そういうような意味での増額でありますが、一応節別に申し上げますと、報償費の方がこれの方は少し減っております。前年度と比較した場合はですね。それから賃金の方では現

年度 ¥315.－ 臨時というよりは、きわめて臨時的なものと、それから住民登録のこれは いわゆる実態調査と言ったようなもの それが説明書にもありますように今年度は全面的に実施したいために ¥1,80×234日を見積ってこれは大幅にのびて来ております。それから11節の消耗費は現年度においては、これは一寸比較はできませんが、先ず各款のものを集めてみますと ¥4,230－になります。そうなりますと大体 ¥300.－位の増ということになります。それから燃料費でありますが、この方も各款にありますので一応これを集めてみますと大体 ¥1,500－位いになりまして、~~ほぼ~~ほとんど現年度と同じ額になります。それから食糧費でありますが、これは現年度のものを集めて来ますと ¥400.－位いになりますけれども ¥400.－位い多いということになりますが、この多くなっている理由としましては、68年度においては市制5周年に当ります。それで7月1日に市制5周年記念行事を行うものとして、その時の食糧費を ¥400－計上してあるために倍になっております。それから印刷製本費でありますが、この方は現在のものを集めますと ¥3,071－に

なります。しかし、これは$6,410ーで約倍近くになりますけれども、これは説明書にもあるように、例規集の台本を今計画しておりますので、それの費用が大きい訳であります。それから、光熱水費でありますが、この方は大体現年度のものを集めてみますと$1744、ーになりまして、$400、ーの増ということになりますが、これは主に電気料の問題だと思いますが、これは大体実績額近くなっているために、このように、なっております。それから通信運搬費が現年度のものを集めてみますと$1,743ーになりまして、わずかに下っております。これは大体現年度に近いということであります。それから広告料が現年度$150、ーでありまして、$50、ーの増になっておりますが、これは市制5周年もありますので、その間の費用として多くなっております。それから手数料において、現年度が$64、ーでありまして、これはわずかの金額でありますが、この方は車の手数料であります。

借料及損料においては現年度と同じような$20、ーであります。それから筆耕翻訳料も現年度と同額で$60、ーであります。委託料は現年度にはありませんが、一応費目存置にしてあります。それから修繕

費でありますが、この方は今の所各款に散らばっているのを集めてみますと¥778、—になりますが、といいますと、約¥400、—の増になりますが、この方は車の集中管理によりまして、ある程度車を整備していくということで¥400、—の増になっております。それから備品費でありますが、これは現年度においては、¥3、380、—になっておりますが、この方は¥2、540、—でありまして、大体¥800、—位の減になっておりますが、これは主に次年度においては、椅子とか或は事務員等一応この説明書に見積ってあるようなものであります。原材料費においては、現年度と同じであります。それから28節の施設費でありますが、これは現年度においてはありませんが、それを計上してありますのは、事務の合理化といわゆる能率化のために今度次年度においては、電話の自動器を備えたいとこういう意味でこの施設費は、電話自動器設備費を計上してある訳であります。

No 24

（聴取不可能）

１４番～経工委員会でだつたと思いますが，特取勤務手当，超勤手当の件で不合理を宣目しました所助役は次年度からは改善するというふうな事をはつきり申しておりましたが，今度約倍近くなつていますね，超勤手当が前向きで後ずさりの感じがするんですが，

助　役～（聴取不可能）
各款にありましたところの時間外勤務を集めてきた為に４款にもあり５款にもあり１１款にもあつたものを集めて全部総務課の方で集中管理する訳です。従来は各課で時間外勤務を取り扱つていた分は全部２款にもつてきましてすべて総務課の方で管理するという事です。

１４番～管理するところが違うのであつて実際はそう変らない訳ですね，集めたというだけですね。

助　役～従来各款にある場合には，助役決裁等が多くて，時間外については，各課からの予算要求をまとめてこれの４０％を６０％を計上してあります。

１４番～けずられる事を予想して各課長は水増しして

助　役～　（聴取不可能）

１４番～現年度と変りないという訳ですね。

助　役～はい。

１４番～経工委員会での助役のお話しでは改善すると，事務改善をなさるという

助　役～私達は命令の問題ですね，いわゆる時間外の命令の問題これを是非充分やつて命令を出す場合にも確かにその命令が要求されている時間外が適切であるかどうかを確認した上で命ずるんだとそして命令されたのは実せんされているかどうかを確認するところいろ方法でこれを充分確認するという考えであります．経工委員会で申し上げた事はやらないという意味ではありません．

1　番～只今の質問に関連してこれは1ケ年の時間外勤務のこれの実績に上つて計算されたんですか．

助　役～これは予算の編成は各課からだされまして，それを一率に40％をけずりまして，これは実際の実施の上必ずしも不必要な時間は引くという意味ではありませんが．

1　番～この数字ですが，0.56X395時間これは何ですか．
これは1ケ月の時間数を395時間として

議　長～進行いたします．次は2款2項の監査委員費3項固定資産評価委員費4項委員会費5項営繕費6項諸費についての質疑を行ないます．

議　長～暫休憩いたします．　（午後3時1分）

議　長～再開いたします．　（午後3時12分）

1　番～監査員の活動費，報酬が計上されていますが，今1人だと思いますが1人で充分なのか，又，あと1人は何時監査委員をお決めになるか，もう1人点研修費，事務改善を主が ん点にして研修先これの決定方法を説明願います．

市　長～監査委員は1人ではできない訳であります．どうしても2人おられて監査してもらう様にそして2人分計上してあります．

これは，今回いがだされておりまして近い内に解決しなければいけないと思っております。それから，研修の事につきましては自治大学校がありますが，そこに出来るだけ多くやる様にしておりますが，これは割当がございまして，この7月にも1人やる様になっておりますが，大体そこに2人からないし3名とその他市町村会で指定する有秀な府県にもっていく様にしています。場所の決定まではまだまだしておりません。

19番～研修費の4人の人選は。

市　長～この係長クラスを主体にする様に考えています。

議　長～暫休憩いたします。　（午後3時44分）

議　長～再開いたします。　（午後3時45分）

議　長～次は4款の土木費1項の道路きょうりゅう費2項の都市計画費3項の公営住宅費，4款全般についての質疑を許します。

議　長～暫休憩いたします。　（午後3時45分）

議　長～再開いたします。　（午後3時46分）

10番～土木費の中の1項2目道路新設改良費現年度より10,000ドル減額になっていますが，これは当局においても年次計画として相当計画があったと思いますが，このへんの計画とはどうなっているか。

土木課長～これは現年度より次年度は10,000ドル余りも減となっていている訳ですが，市の全般的な予算から予算の都合の何で今度の場合市単独はやらないことにして政府の助成工事だけみてあるんです。

１０番～年次計画でやらん訳ですか。

土木課長～年次計画には入つている訳ですが，予算の都合で予算が予算が間に合わなかつたものですから

１０番～年次計画としては。

土木課長～年次計画の場合がはつきりした数字ではありませんですが，40,000ドル位だつたんじやないかと思います約半分です。

１０番～政府補助はこれ以上は

土木課長～それ以上は今のところ考えられません．

市　長～私からも補足説明いたしますが予算に少し見積りを多くしまして，次年度は今内示のあるだけにしてあります．

１９番～土木費の　（聴取不能）

土木課長～これは各自治会長から申請が出されておるんですが，この申請に基いて一応市の方で順位を決めてその通り進めていこうと。

１９番～申請書を（聴取不能）

２０番～４款１項の道路きようりゆう費でございます現年度の71,347ドル，次年度49,307ドル22,040ドルの減となつていますが，本年度の予算額前年度に比べまして約２５％の増になつておりますが，しかし反面道路きようりゆう費は前年度の約３０％の減でありますが予算要求しなかつんですか。

土木課長～最後のところをもう一べん願います。

２０番～道路きようりゆう費が前年度の予算に対して22,040ドル前年度の予算からみた場合約３０％の減になつています．しかし本年度の一般会計の総額が前年度に比べまして２０％増になつています．ですから今年度の予算の要求はしなかつたんですか．

土木課長～予算要求ですか．

２０番～はい．

土木課長～予算要求はやつてあります．

２０番～この通りしたんですか．

土木課長～この通りではありません，あの市単独の工事もあつた訳ですが，財源が伴なわないからとゞかいうことで市単独のは見合せています．

２０番～市長におたずねします．今の質問に対して説明を願います

市　長～新年度は都計と建設という事になりますが今までに都計課にも道路関係のが入りますし土木にも入つておりましたがこれを全部土木にまとめている訳ですが，今課長が話しました様に新年度は予算の関係でこの単独工事はしよう除してあります．これは第２区区画整理の41,000ドルを繰用した為に予算は非常にきゆうくつになつております．それから政府から指示されているところが現予算に出ている通りでありまして，昨年現年度はある程度見積り予算をとりまして途中で折しようして，かくとくするんだという予算が105,000ドル位ありましたがそういつた減もございますしこの新年度の予算を政府から指示されたものと確実に政府の補助を受けられるもの，さつき申し上げました様に予算の関係で単独工事を見合せたという事で予算要求はぼう大なものでありましたけれともけずつた訳であります．

8　番～1項5目備費費の中の委託費工事の調査計画と説明書にはなつておりますが，どういつた内容ですか．

土木課長～これは埋立事業の伊佐浜の1,800坪という小さい住宅公社と護岸との間に残されている1,800坪位その分を先にやろうという考え方で工事設計調査は今の1工区認可になつた第2工区を除いてその分以外にこれを先にしてやろうといつた考え方で500ドル計上してあります．

8　番～2項調査費の中の委託費ですね．

土木課長～これは都計事業ですので私の方では．

8　番～2項1目委託費の中の特に仮換地計画費というのが計上されておりますが．

助　役～この方は今第2地区の区画整理事業現在進めてきまして一番つう切に感じておりますところは先ず一応区画整理事業を着工する前に仮換地をして充分関係地地主の納得の上で区画整理事業は着工すべきだという考え方に我々も反省して考えております．政府もそういうふうに指導助言しております．その意味におきまして区画整理事業を先ず埋立と非常に密接な関係がありますので，伊佐をやる場合に従来やつている粗な方式でなく一応仮換地設計をやつてから住民の充分納得を得てからいずれにしても地主自体でやるにしても市がやるにしてもそういう手段を講じて区画整理事業はやるべきだとの考え方でその設計の費用を見積つている訳であります．

8　番～上の方と関係がある訳ですね．

助　役～そうです．

8　番～それと同じ３２節負担金都市計画協会というのは

助　役～これは全国の組織になつております。現在もあります。

6　番～関連します　が調査費の中に伊佐地区の測量となつていますが，伊佐地区は全部でありすか，それとも一部ですか。

助　役～伊佐は１号線から海岸側いわゆる埋立と非常に密接な関係があるところでありまして，軍用地を除いて１号線と海までの間という計画であります。

１３番～住宅会社か住宅地造成をやる場合には市の都計と関連をもたせてやらせておりますか。

助　役～現在までその面が非常にまずかつたんじやないかと思います。それで団地計画という事になりますとその土地を確保して団地を作る人々の企画によつて，道路計画なんかをさせて今まで，団地をつくらせた例が多くさんあると思いますが，これを反省いたしまして，これでは今後の都計と非常に支障を来す面がでてきますので今後はあくまでも団地をつくるにしましても市の都計の線に沿つた街路設計をさせるという事と，そして土地についても仮換地の様仮換地する程度までの交換分合をさせて上に団地はつくらすべきだと今方針を決めておりまして，今後はその様にして実施していきたいと考えております。

１３番～現在まで住宅公社が宅地造成して後，その排水の問題はこれは公社とも一応前もつてその件で話合つた事ございますか。

助　役～今後団地をつくる場合には，こういう条件でなければ市は許さないという事に決定している訳であります。
今申し上げた様な点ですね

１３番～そうすると一点例を申し上げますと，しかも工場の周辺に住宅，貸住宅を建てていますがこの前の雨でそこに従来その周囲が畑地であつた時代にその周囲の水は一定のところのほらあなに入つていかんです．ところが住宅会社があれしたもんですから全部整地しまつてそのほらあなを埋めてしまつたという関係でこの前の雨で住宅までしん水をしておりましたと云う大きな住民の声がございました．今後こういう問題をおこさない様に充分原因を調査なさいましてやつていただきたいと思います．

８　番～排水工事費の説明書の中に真栄原地内とありますが，たしか昨月か１昨月か工事入札の契約がありましたが，あれと同じですか．

助　役～いや，場所は全然違います．昨月申し上げた場所はお解だと思いますが，真栄原の十字路の近くに旧県道がございます，真栄原の区事務所の側を通つている，その旧県道に沿うていわゆる５号線からヒヤーラー川まで旧県道までを利用した排水計画であります．

８　番～５号線からの分水ですか．

助　役～我如古方面から真栄原の十字路附近に集まつて入る水をこれを分水してヒヤーラー川に流す排水であります．

１０番～予算には計上されてないんだが関連して質問します．
この前一般質問の場合に１６番議員から指摘された水難防止の事故の現場あの中校側の石粉あなは埋立をやるんだと云云う契約のもとに地主からちやんと了解書をもらつてあるんだがといつて今移の計画でやるのかやるならば何時頃やるのか．

市　長～これは，この道路は２，１道路の続きでありまして

１０番～私が云いますのは石粉あなの全体の事を云つています。

市　長～この道路計画は新年度予算に入れてありませんが，これは政府補助を受けてこの石粉あなのくぼ地は予算には計上してありませんけれども公営住宅からの土を持つてきてやりかい計画で進めております。出来るだけそういつたすてる土を集めてきて埋めるとこの問題は早急にやる考えです。

１０番～すてる土で埋めるという訳ですか。

市　長～公営住宅の土をもつていつて埋めると云う訳です。

１０番～非常に場所はこの前の自治会長でも非常に危険な場所であるから。

議　長～暫く休憩いたします。　（午後４時１５分）

議　長～再開いたします。　（午後４時２０分）

議　長～一般会計の質疑につきましては質疑の段階で継続審議にしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長～ご異議ないと思います。質疑の段階で継続審議といたします。尚，お手許にあります議案第３８号請負契約を結ぶことについてを日程を追加することにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長～ご異議ないと認め日程を追加いたします。次に日程第２に

もつていき順次２，３，４，を繰下たいと思いますが，ご異議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～ご異議ないと認め議案第５８号日程第２に入りたいと思います．

議　長～暫く休憩いたします．　（午後４時２１分）

議　長～再開いたします．　（午後４時２２分）

議　長～本案に対して提案者の趣旨説明を求めます．

助　役～提案理由を説明申し上げます．本契約をするところの本契約は６７会計年度で執行致しますところの公営住宅建設の工事の契約の契約でございまして，この工事は設定場所は前申し上げました様に愛知のクマガ原の市有地に建設する工事であります．規模は第２種１８，第１種１８計３６世帯の工事でございます．それにこの契約は宅地造成いわゆる敷地 地均し，それから附帯工事，それから建築工事，それから電気，水道一切の工事でございます．そういう契約内容になつております．それでその工事につきましては，補助の条件に業者の指名については政府の指示を受けるというふうになりまして業者が南海土木，琉球住宅，安里組，大政組，普天間組前田組，大城組（　　）以上１０社になつておりまして，２１日に指名競争入札を行ないまして，そして第１回で落札決定致しております．それで予定価格が 115,820.40 ドルでございます．落札額が 114,985.50 ドルになつております．
落札者が宜野湾市字宇地泊 181 番地，琉球住宅合資会社豊用友順という方が落札しております．

２０番～この公営住宅は，施工期間が１カ年と10 万余ドルのばく

大な経費をかけますか，それについて工事の管理監督は
どこがやりますか．

議　長～暫らく休憩致します．　（午後４時２９分）

議　長～再開致します．　（午後４時３１分）

助　役～１番が那覇市寄宮野原コウキ，現代設計社でございます．
それから２番の方が比嘉チイエイ普天間の方です．

２０番～これは，設計管理監督ですね．

助　役～それと共に市の都計課の建築係が当る．

１３番～この落札価額が最低になつていますか．

助　役～これが一番最低でございます．

１３番～これに一番近い額は．

助　役～全部申し上げると南商144,000ドル今の落札者が114,985.
50ドル，安田組が140,000ドル大政組157,500ドルこれは
一番最高であります．善太郎組は棄権をしております．
丸井組142,000ドル，嘉数組が144,000ドル，前田組144
,350.ドル南洋土建144,350ドルであります．

議　長～質疑も大分つきた様でございますが質疑を打切る事にご異
議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～ご異議ないと認め質疑を打切ります．

議　長～討論を願います．

議　長～討論省略の御意見がございますので討論を省略して表決に附します。
議案第５８号工事請負契約を結ぶことについては原案通り可決することにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長～異議ないと認め議案第５８号工事請負契約を結ぶことについては可決決定致しました。

議　長～暫らく休憩致します。　（午後４時３５分）

議　長～再開いたします。　（午後４時３７分）

議　長～本日の会議はこれで終了致します。

散　会　午後４時３７分。